

## 前文

LIP 版「アジャイル開発向けソフトウェア開発契約書」を公表します。

情報処理学会「情報処理に関する法的問題」研究グループ

### 1. 前提条件

非ウォーターフォール型のソフトウェア開発の代表的な手法としてアジャイルソフトウェア開発（以下アジャイル開発）が注目されています。特に、新型コロナウイルスの影響により先の見えない社会環境においては、持続的に変革を求めていくことを許容するアジャイル開発の手法が、重要なツールになることが期待されます。しかし、これまでは、アジャイル開発の特性に即した契約形態が確立されていなかったことが実務上の課題とされてきました。そこで、今回、法的問題研究グループ（LIP）は、アジャイル開発におけるひとつの契約例を提唱することとします。これは、いくつも考えられる契約例のひとつという趣旨で、今回対象とするのは、アジャイル開発の中でも「スクラム」の手法により、自社開発ではなく社外ベンダ（受注者）を活用して開発を行うことを前提としたものです。

しかし、現実の開発環境は、上記に限らず様々です。本契約を活用される場合には、その前提条件を踏まえて、適宜の修正を行っていただくことが必要になります点をご留意ください。

### 2. 本契約書の特徴

以下、本契約が他のソフトウェア開発契約との比較において特徴となると思われる点について、簡単に説明します。本契約を活用する際に参考にしていただけると幸いです。

#### ① 契約当事者とプレイヤーの関係を整理しました。

アジャイル開発がウォーターフォール型開発と異なる点はいくつかありますが、契約を構成するうえで最初に検討したのは、契約当事者（発注者・受注者）とプレイヤー（プロダクトオーナー、ステークホルダー、開発チーム、スクラムマスター等）が必ずしも対応関係になっておらず、開発チームの中に発注者と受注者が混在することも珍しくないという点です。当事者の権利・義務の確定を主たる目的とする契約書の作成にあたって、このねじれ現象は、悩ましい問題でした。LIPではこの点の議論を重ね、各プレイヤーの役割（ロール）と反復プロセスの中で特に中枢となると思われる事項を契約書の中に明記したうえで、契約当事者は、そのような役割とプロセスの履行のために適任なプレイヤーを選任し、そして、選任した者に定められた役割やプロセスを履行させる義務を負うという構成をとりました。

更に、アジャイル開発に根本的に馴染まないと思われるチーム内やプレイヤー間の指揮命令関係を否定し、個々のプレイヤーの労務管理は、そのプレイヤーが所属する当事者が責任を負うことを明確にしました。ただし、協議はアジャイル開発に必要不可欠の前提と考えており、開発チーム内での協議を否定する趣旨ではありません。むしろ指揮命令ではない協議の存在を前提として各条項を整理しました。

② 基本は準委任契約として位置づけました。

アジャイル開発は、当初から一定の要求(requirements)や実装の仕様が確定しているわけではなく、反復プロセス、すなわち一定期間のスプリントで繰り返し開発を行いながら、各スプリントでの開発対象となる評価可能な成果物が、開発者チームとプロダクトオーナーとの間で合意により決められ、その成果物のフィードバックをもとに、プロダクト戦略が見直され、再構築されていくという過程を経ることになります。

このような開発手法の特性から、本契約の基礎は準委任契約であることを明記しています。但し、ユーザーの要望として、一定の機能や成果を保証してほしい、というリクエストが出てくる場合も考えられます。そこで、そのようなリクエストに応じて、限定的に成果を保証する選択肢も特約条項として受け入れ可能である、との注釈を付しています。また、後記の通りプレイヤーごとにルールが明確化されていますので、準委任契約だからと言って義務が曖昧だったり弱められているということではありません。

③ 持続可能な関係構築を重視しました。

契約からの中途離脱はどちらの当事者にとっても、また、どのプレイヤーにとってもダメージとなることから、持続的な関係を構築し、そして維持していくことを重視し、問題が生じた場合には、いきなり解約や損害賠償請求をするのではなく、関係者相互の協議による解決を目指すことを優先しました。その趣旨で、民法上の債務不履行解除権の行使も一定限度で制約しています。

④ 契約書の紛争解決機能や紛争予防機能を意識しました。

一般論として、複数の当事者が合意形成にあたって契約書を取り交わすことの意味は、契約書の3つの機能として説明されています。第一に、合意の内容を明確にして紛争を予防する機能（紛争予防機能）、第二に紛争になった際にその解決のための責任の所在や権利の有無についての判断のよりどころとなる機能（紛争解決機能）、そして、③これらの2つの機能を通じて当事者の契約違反を抑止する機能（違反抑止機能）です。

システム開発に関する準委任契約の当事者は、法律または裁判例において、善管注意義務や協力義務といった抽象的な義務を負うものとされています。しかし、この義務の内容は具体的事情により様々です。特に、裁判官には馴染みのないアジャイル開発に関しては、何が義務違反になるのかの判断は、極めて難しいものになるかもしれません。

そこで、本契約では、アジャイル開発の実務家の意見を踏まえながら、プレイヤーの役割や反復プロセスの中核部分を契約書に記載することで、抽象的な義務内容が少しでも明確になるよう工夫しました。また、ソフトウェア関係の裁判実務に通じている弁護士の間から、立証責任等も踏まえて裁判官がどう判断するかを意識しながら、契約文言を検討してきました。

LIP は、アジャイル開発が今後ますます有意義に広まることを望んでいる実務家と法律家が議論を積み重ねることで、紛争の予防・解決に資する契約を目指しています。

以 上